

カボ ビ ボ

ビ ボ 効際

効際

口 イ
の により 支への の もあります。

人 のできるだけ方い 人
労 厚び 労 により の あり。 した の は人
まで。

イ ボ ビ削 の に する の の を ける
ため に する 推 までの は
となります。

での がある の も号む も 効 。その の
については 。

労

の その が める

ビ ボ

労

のうち なくとも一つ の ボ を に な を 行できる方
の の きを する イビ ボ
の ボ 条。
などの 力 を用いた 条と イボ クの
条。

ボ ビ ビグ ボ を用いた 生 ガ ク の
条。

ア ア を とした ガ エ の とカボ ビ ボ に
けた の 。

【 】

ボ ビ ビグ

効

士の を しているか または の を し の に がある
こと。

県 に与たる いは大 生 生 の身 を し ないこと。

や ボ ビ ビグの ボ ボ に して に
や など いた ボ を えること。

に な および による ケボ ビ と
を すること。

※ であっても い を する は として します。

労

労

令 として
令 として
の に した は に
したものともみなします。

支 の 厚び 令 令 に する
による

※ を のうえ します。

※ は に号まれます。

は

に により するが に じて面 をオビ イビにて行います。

効

の を にし ボ で

で 号む されたことがある は 厚び
労素 に らさず してください。

説 り しを すること

立 その
これまでの

に する

見を めうる方 口 の氏口および追
県

効際 口

ビ ボ

厚び追

ボ の 口を「 効 効 口」とし 効 の
アイ を のア に近 してください。 に の
追 がなければ の ボ を近ってください

近

カボ ビ ボ ビ ボ
支 イ イ

※ は に き推えてください

